

令和7年4月17日

## 出雲駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。

2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

### 3 件名リスト

一連番号	件名	納入場所	納期	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積り合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
7	出雲(7)排水水質検査(大腸菌検査)	仕様書のとおり	令和7年4月 24日~令和8 年3月31日	7.4.17	7.4.24 12:00	7.4.24 12:00		総額決定
		以下余白						

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先  
〒693-0052  
住所 島根県出雲市松寄下町1142-1  
契約機関名 陸上自衛隊出雲駐屯地 契約班(担当)中村  
電話番号 0853-21-1045(内線)347  
FAX 0853-29-5975

5 仕様書内容の問合せ先  
〒693-0052  
住所 島根県出雲市松寄下町1142-1  
契約機関名 陸上自衛隊出雲駐屯地 業務隊営繕班(担当)松林  
電話番号 0853-21-1045(内線)317

## 見 積 書

件名リストー連番号	7
-----------	---

金額 ¥ \_\_\_\_\_ (消費税及び地方税を含まない。)

件 名	規格	単位	数量	単 価	金 額
出雲(7)排水水質検査 (大腸菌検査)	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納 入 場 所	出雲駐屯地	納 期	令和7年4月24日～令和8年3月31日		
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間	令和7年4月24日		

上記の公示に対して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、見積りいたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

分任契約担当官  
陸上自衛隊出雲駐屯地  
第356会計隊出雲派遣隊 中村 亮 殿

令和7年4月24日

住 所

会 社 名

代表者名

# 市場価格調査書

(FAX可)

件名リストー連番号	7
-----------	---

金額¥ \_\_\_\_\_ (消費税及び地方税を含まない。)

件名	規格	単位	数量	単価	金額
出雲(7)排水水質検査 (大腸菌検査)	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
<p>● 本書は一般的な市場動向等を調査すること目的としたものであり、実際の応札価格とは同一のものではありません。 ● 内訳は任意の書式で結構ですので可能な限り詳細に記載し、本調査書とともに提出願います。</p>					
納入場所	出雲駐屯地		納期	令和7年4月24日～令和8年 3月31日	

分任契約担当官  
陸上自衛隊出雲駐屯地  
第356会計隊出雲派遣隊 中村 亮 殿

年 月 日




住 所

会 社 名

代表者名

# 出雲 (7) 排水水質検査 (大腸菌検査)

出雲駐屯地業務隊

業務隊長					
	管理科長	営繕班長	工事企画係長	給排水係長	作成者
					
作成年月日	令和7年4月15日				
出雲駐屯地業務隊管理科営繕班					

# 仕 様 書

- 1 件 名 出雲 (7) 排水水質検査 (大腸菌検査)
- 2 場 所 島根県出雲市松寄下町 1 1 4 2 - 1 陸上自衛隊出雲駐屯地
- 3 契約期間 契約締結日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 採水時期 (基準)
  - (1) 令和 7 年 5 月 1 2 日 ~ 同年 5 月 2 3 日までの間
  - (2) 令和 7 年 8 月 1 2 日 ~ 同年 8 月 2 2 日までの間
  - (3) 令和 7 年 1 1 月 1 8 日 ~ 同年 1 1 月 2 1 日までの間
  - (4) 令和 8 年 2 月 9 日 ~ 同年 2 月 2 0 日までの間

## 5 概 要

出雲駐屯地で使用する排水の水質検査 (大腸菌検査) について下表のとおりとする。

名 称	数 量	備 考
大腸菌検査	4検体/回	

## 6 特記事項

- (1) 排水水質検査 (大腸菌検査) については、排水基準を定める省令第 1 条による。
- (2) 検査用の容器及び運搬用ケースは受注者負担とする。
- (3) 検体の採水については、官側が行うものとする。
- (4) 細部不明な点については、官側と調整するものとする。

## 7 完了検査

水質検査完了後、検査結果の提出をもって検査完了とする。